

近畿地方整備局 営繕工事 発注見通し一覧表 【令和7年4月1日時点】

※この一覧表は、上記日付現在の官庁営繕事業にかかる工事の発注見通しです。実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、公告開始となっている場合、又はここに掲載されない工事が発注される場合があります。

※各工事の詳細については、入札情報サービス工事発注予定情報（PPI）にてご確認ください。<https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>

※掲載された工事に関する問い合わせは、近畿地方整備局営繕部技術・評価課へお願いします。当該施設や関係官署への問い合わせは、ご遠慮ください。

※工事名をクリックすると、[工事概要（PDF形式）](#)をご覧ください。（公告日以降）

【一般競争入札】

工事名	工事種別	工事場所	主な工事内容	工事発注規模	工期	入札	備考
福井県							
—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀県							
—	—	—	—	—	—	—	—
京都府							
国立京都国際会館展示施設他増築等電気設備工事	電気設備工事	京都市左京区岩倉大鷲町422	展示施設（SRC-2-1 延べ面積4,860㎡） 増築にかかる電気設備工事	WTO対象 10億円以上20億円未満	22ヶ月	令和7年7月14日	・令和7年3月25日公告 ・見積活用方式
京都中京労働庁舎（仮称）建築工事	建築工事	京都市中京区御池通西洞院西入石橋町438－5	庁舎 RC-7（一部S・W造）延べ面積 4,725m2 新築工事 既存庁舎 取りこわし	WTO対象 15億円以上30億円未満	29ヶ月	令和7年9月5日	・令和7年3月21日公告
京都中京労働庁舎（仮称）電気設備工事	電気設備工事	京都市中京区	庁舎 RC-7（一部S・W造）延べ面積 4,725m2 電気設備工事	3億円以上8.1億円未満	20ヶ月	第3四半期	
京都中京労働庁舎（仮称）機械設備工事	暖冷房衛生設備工事	京都市中京区	庁舎 RC-7（一部S・W造）延べ面積 4,725m2 機械設備工事	3億円以上8.1億円未満	20ヶ月	第4四半期	
大阪府							
大阪第1地方合同庁舎外1件改修工事	建築工事	大阪市中央区大手前1-5-44外	大阪第1地方合同庁舎（SRC-8-1 24,226m2） 内装改修 大阪第2地方合同庁舎（SRC-9-2 17,578m2） 内装改修	3.4億円以上8.1億円未満	20ヶ月	令和7年6月13日	・令和7年3月25日公告 ・余裕期間[発注者指定]設定あり ・見積活用方式

大阪第 4 地方合同庁舎外 1 件内装改修工事	建築工事	大阪市中央区	大阪第4地方合同庁舎（SRC-17-3 41,479m2） 内装改修 大阪第2地方合同庁舎（SRC-9-2 17,578m2） 内装改修	3.4億円以上8.1億円未満	21ヶ月	第 2 四半期	
大阪池田法務総合庁舎改修工事	建築工事	大阪府池田市	庁舎（RC-2 769m2） 増築庁舎（RC-3 1,142m2） 外壁・屋上防水・建具等改修	3.4億円以上8.1億円未満	10ヶ月	第 2 四半期	
兵庫県							
尼崎法務総合庁舎建築工事	建築工事	兵庫県尼崎市	庁舎 RC-6 延べ面積 3,948m2 新築 自転車置場 W-1 延べ面積 16m2 新築 外構等 新設 エレベーター設備 新設 既存庁舎 取りこわし	WTO対象 15億円以上30億円未満	24ヶ月	第 3 四半期	・令和 7 年 6 月公告
尼崎法務総合庁舎電気設備工事	電気設備工事	兵庫県尼崎市	庁舎 RC-6 延べ面積 3,948m2 自転車置場 W-1 延べ面積 16m2 新築にかかる電気設備工事	3億円以上8.1億円未満	18ヶ月	第 4 四半期	
尼崎法務総合庁舎機械設備工事	暖冷房衛生設備工事	兵庫県尼崎市	庁舎 RC-6 延べ面積 3,948m2 自転車置場 W-1 延べ面積 16m2 新築にかかる機械設備工事	3億円以上8.1億円未満	17ヶ月	第 4 四半期	
神戸税関ポートアイランド出張所設備改修工事	暖冷房衛生設備工事	神戸市中央区	庁舎（RC-4 6,139m2） 空調改修	3億円以上8.1億円未満	12ヶ月	第 3 四半期	
奈良県							
—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山県							
—	—	—	—	—	—	—	—

『備考』欄の記載内容について：

- 余裕期間[発注者指定]設定あり：受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、契約締結日の翌日から工事着手日までの間に、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定しています。
- 見積活用方式：入札参加者に見積りの提出を求め、発注者側の工事費算出において活用する方式（試行）。公共建築工事積算基準類に基づく標準積算と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目を対象とします。
- 営繕チャレンジタイプ：総合評価において過去の成績評定・表彰での加点ではなく、新技術の活用、現場従事技能者の配置、同種の施工実績や地域内工事の実績で加点を行い、中期的な技術者の確保・育成に配慮します。